

令和5年度南小国町燃料費等高騰対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油等の価格高騰による各種経費の増加によって影響を受ける町内農家の、経営の安定及び令和6年以降の経営の継続を支援することを目的として、令和5年度予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については南小国町補助金等交付規則（平成19年南小国町規則第3号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 燃料費等 肥料費、飼料費、動力光熱費、種苗費、畜産費、農薬衛生費、諸材料費及び荷造運賃手数料をいう。

(2) 農家等 農業を営む個人又は法人をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当する者とし、令和6年においても農業を営もうとする農家等とする。

(1) 南小国町に住所又は主たる事業所を有する農家等

(2) 前号に定めるもののほか、町長が認めるもの

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、個人にあっては、令和4年分所得税申告書又は令和5年度町県民税申告書に添付した収支内訳書（農業所得用）中、燃料費等の各欄に記載されている金額の合計額とし、法人にあっては、令和4年12月31日を含む事業年度分決算書の製造原価報告書中、燃料費等の各欄に記載されている金額の合計額とする。ただし、この補助金以外に南小国町が支出する補助金や委託料の交付対象経費を除く。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条の交付対象経費に10分の1を乗じて得た額とし、千円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。ただし、200万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければなら

ない。

- (1) 個人にあっては令和4年分所得税申告書又は令和5年度町県民税申告書に添付した収支内訳書（農業所得用）の写し（控え）
- (2) 法人にあっては令和4年12月31日を含む事業年度分決算書の製造原価報告書の写し（控え）
- (3) その他町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項の規定による申請があった後、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により申請内容等が適正であるかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。なお、この場合において、町長は必要な条件を付することができる。
- 3 申請者において、第1項の規定による申請の内容を変更しようとするときは、補助金（変更）交付申請書（様式第1号）により、町長に申請しなければならない。
(状況報告)

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の遂行状況に關し町長の要請があったときは、速やかに町長に遂行状況を報告しなければならない。
(遂行命令)

第8条 町長は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い適切に遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い当該補助事業を適切に遂行すべきことを命じることができる。
(補助金の請求)

第9条 補助金の請求をしようとする補助事業者は、第6条第2項の規定による補助金交付決定通知書を受けた後において、補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。
(補助金の取消し)

第10条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他町長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に
関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（様式
第5号）により期限を定めてその返還を命ずることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。